

一般消費者に対する医薬品の販売に伴う責任のあり方

○秋本 義雄¹, 鈴木 政雄², 鈴木 順子³, 福島 紀子⁴, 宮本 法子⁵, 三輪 亮寿⁶
(¹東邦大薬,²東京理大薬,³北里大薬,⁴共立薬大,⁵東京薬大薬,⁶三輪亮寿法律事務所)

【はじめに】サルモネラ菌に汚染された卵豆腐による食中毒事件に対する損害賠償請求訴訟で、製造業者、卸売業者及び小売業者に賠償責任を認めた判決がある（判例時報：725号19-32頁）。この判決において、それぞれの責任を認めた理由が述べられており、特に、小売業者の責任について述べている部分は、医薬品の販売規制緩和の論議の焦点の一つである〔医薬品販売に伴う責任のあり方〕を考えるうえで大きな示唆を与えている。

【結果・考察】この食中毒事件の判決文では、食品の販売業について、「食品の安全性は、直ちに人間の生命・健康に影響を及ぼすもので極めて重大であるのに、消費者は、その安全性を確かめる適当な手段を持たず、食品販売業者である売主を信頼し、食品を安全であると信じて買う外ないのに対し、食品販売業者は、消費者より多くの安全性確認・確保の措置を直接若しくは卸売業者を通じて製造業者に対してとり得る立場にあり、」「安全性確認確保の極めて高度の注意義務を負っていると解するのが相当である。」と言及している。文中の「食品」を「医薬品」と読替え、〔医薬品販売に伴う責任のあり方〕と捉えても妥当な考え方であろう。さらに、食品と比較して医薬品には格段に重要な情報が内在するのであるから、販売規制が緩和された場合においても、当然に、医薬品を販売する者は一般消費者に対して、格段に高度かつ重大な責務を負うことには変わりはないと考える。

また、医薬品の販売に伴う最も重要な業務に、一般消費者からの情報収集と適正な使用のための情報提供（薬事法70条の3第4項）があり、薬剤師が行うことが最も適切であると考えられている。これらの業務に要求される具体的内容とそれに伴う責任及びそれに付随する義務について参考となる裁判例も紹介する。